

【ドイツ】建物電気自動車インフラ法、急速充電法の制定

調査企画課 栗原 稜

* 2050年までの炭素中立達成に向け、2021年3月24日に建物電気自動車インフラ法が、同年6月30日に急速充電法が公布され、EVの本格的普及の基盤づくりが進められている。

1 ドイツにおけるEVの充電に関する政策動向

ドイツは、2016年の政策文書「気候保護計画2050」¹において、2030年までに、輸送部門が排出する温室効果ガスの、1990年比約4割削減を目標とし、同計画の実施を目的とする2019年の政策文書「気候保護プログラム2030」²では、2030年までの約1000万台³の電気自動車(EV)の登録を目指している。EV普及のボトルネックである充電インフラの不足を公的・非公的領域の双方で解消する重要性が、2019年の政策文書「充電インフラのマスタープラン」⁴において確認され、急速充電ネットワークの構築、共同住宅等へのEV充電インフラの設置義務化に向けた法整備を進めてきた。

2 建物電気自動車インフラ法

(1) 概要・構成

2021年3月24日に「電気自動車のための建物統合型充電及び配線ダクトインフラの構築に関する法律（建物電気自動車インフラ法）」⁵が公布され、翌25日に施行された。建物電気自動車インフラ法は、建物におけるEV充電インフラの設置手続の簡略化、需要に応じた迅速な設置を可能にすること等を目的とするEU指令（2018/844/EU）⁶を国内法化するものである。

本法は、建物の所有者等に、EV充電インフラ（充電インフラ及び配線ダクトインフラ）の設置を義務付けるもので、全6章17か条から成る。第1章：適用範囲及び定義（第1条及び第2条）、第2章：一般規定（第3条～第5条）、第3章：新築の建物（第6条及び第7条）、第4章：既存の建物（第8条～第10条）、第5章：複合用途の建物、地区における充電インフラ及び配線ダクトインフラ、事業者の誓約並びに適用除外（第11条～第14条）、第6章：過料規定及び最終規定（第15条～第17条）。

(2) 定義規定

「充電インフラ」とは、充電器の設置、作動、制御に必要な電気技術上の接続、測定、制御

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und nukleare Sicherheit, Klimaschutzplan 2050, 2016.11. <https://www.bmu.de/fileadmin/Daten_BMU/Download_PDF/Klimaschutz/klimaschutzplan_2050_bf.pdf>

² Bundesregierung, Klimaschutzprogramm 2030 der Bundesregierung zur Umsetzung des Klimaschutzplans 2050, 2019.10. <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/975226/1679914/e01d6bd855f09bf05cf7498e06d0a3ff/2019-10-09-klima-massnahmen-data.pdf>>

³ SPD、緑の党、FDPによる2021年の連立協定では、1500万台が目標とされた。„Mehr Fortschritt wagen; Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit; Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN und FDP“, S.51. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/koalitionsvertrag2021-1990800>>

⁴ Bundesregierung, Masterplan Ladeinfrastruktur der Bundesregierung・Ziele und Maßnahmen für den Ladeinfrastrukturaufbau bis 2030, 2019.11. <<https://www.bmvi.de/SharedDocs/DE/Anlage/G/masterplan-ladeinfrastruktur.pdf>>

⁵ Gesetz zum Aufbau einer gebäudeintegrierten Lade- und Leitungsinfrastruktur für die Elektromobilität (Gebäude-Elektromobilitätsinfrastruktur-Gesetz - GEIG) vom 18.03.2021 (BGBl. I S. 354) <<http://www.gesetze-im-internet.de/geig/>>

⁶ Directive (EU) 2018/844 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive 2010/31/EU on the energy performance of buildings and Directive 2012/27/EU on energy efficiency (OJ L 156, 2018.6.19)

装置の総体を指し、「配線ダクトインフラ」とは、電気配線及びデータ回線を収容する電線管の総体である。

(3) EV 充電インフラの設置義務、過料規定

複数の駐車スペースを有する建物の所有者等は、EV 充電インフラの設置義務を課される。設置義務が課される保有駐車スペース数は、(a)新築の居住用建物：6 以上、(b)新築の非居住用建物：7 以上、(c)既築非居住用建物：21 以上、(d)既築建物の大規模改修時：11 以上、である。設置すべき設備とその数は異なる。設置義務違反には、過料を課することができる。

(4) 適用除外

本法は、中小企業が所有し、使用する非居住用建物には適用されない。既築建物の大規模改修で EV 充電インフラの設置費用が総費用の 7%を超える場合は、設置義務が免除される。

3 急速充電法

(1) 概要・構成

2021 年 6 月 30 日に「純電池式電気自動車のための全国を網羅する急速充電インフラの整備に関する法律（急速充電法）」⁷が公布され、翌 7 月 1 日に施行された。急速充電法は、「充電インフラのマスタープラン」において掲げられた野心的な目標「ドイツ全土に 1,000 か所の急速充電場所を設置する」に法的根拠を与えるものであり、EV を使えばドイツ内のどこまでも到達可能なように、急速充電インフラを全国網羅的に整備することを主たる目的とする。

本法は、連邦交通デジタルインフラ省（Bundesministerium für Verkehr und digitale Infrastruktur: BMVI）にその調整任務を与え、急速充電インフラの受託者の入札手続等を法定する。本法は、次の全 10 か条から成る。第 1 条：適用範囲、第 2 条：定義、第 3 条：BMVI の任務、第 4 条：受託者の選定と委託、第 5 条：アウトバーンの附帯事業、第 6 条：既存インフラ事業者、第 7 条：命令授権、第 8 条：特許、第 9 条：報告、第 10 条：施行。

(2) 定義規定、BMVI の任務

「全国網羅性」とは、EV の全ての運転手が、連邦全域における全ての区間を大きな迂回なく走行できる場合に達成され、「需要充足」とは、十分な数の急速充電器が設置され、充電開始まで長時間待たずに済む場合に達成されると定義される⁸。

BMVI は、EV 用急速充電インフラの需要に応じた全国を網羅した整備を保証し、急速充電場所の必要性を判断し、設置する急速充電器の数、設備等を定め、充電場所の設置箇所及び設置箇所探索地域（事業者が充電場所の設置箇所を探す地域）を定めなければならない。

(3) 受託者の選定と委託（入札・区画）、既存インフラ事業者の利益保護

急速充電インフラの入札は、充電場所の設置箇所又は設置箇所探索地域を含む複数の区画で行う。少なくとも 18 の地域的区画を設けなくてはならず、区画決定においては、急速充電利用者の利益、サービス提供の費用効果等が基準となる。

BMVI は、既存事業者の正当な利益を考慮しなければならず、経済的に不合理な影響を受ける既存事業者に対し、補償又は充電インフラの買取りによる救済措置が用意される。

⁷ Gesetz über die Bereitstellung flächendeckender Schnellladeinfrastruktur für reine Batterieelektrofahrzeuge (Schnellladegesetz - SchnellLG) vom 25.06.2021 (BGBl. I S. 2141) <<https://www.gesetze-im-internet.de/schnelllg/>>

⁸ 「全国網羅性」は、長距離移動時に急速充電器に約 10 分以内に到達でき、「需要充足」は充電開始までの待ち時間が、最大 5 分（休暇シーズン等では 15 分）である水準が求められるという。 BT-Dr. 19/29840, S.9.